

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第十二号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年四月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（税務課）

諮問日：令和6年3月1日及び令和7
年2月13日

（令和5年度諮問第5号及び令和6年
度諮問第10号）

答申日：令和7年3月28日

（令和6年度答申第12号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和5年8月8日付け及び令和6年8月5日付けで審査請求人から提起のあった、令和5年5月8日付け及び令和6年5月7日付けで広島県A県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、自動車税種別割の賦課処分（車両番号：B〇。令和5年度分のもの（納税通知書番号：〇）を「本件処分1」といい、令和6年度分のもの（納税通知書番号：〇）を「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（税務課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年2月8日付け審理第69号及び令和7年1月21日付け審理第90号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和6年3月1日付け及び令和7年2月13日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 基本的事項

ア 自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に対し、当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第146条第1項及び第177条の8並びに広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号。以下「条例」という。）第113条第1項及び第117条）。

イ 自家用の乗用車に係る自動車税種別割については、排気量に応じて税率が定められており、総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のものに対して課する額は、1台について年額43,500円とされている（法第177条の7第1項第1号ロ(4)及び条例第115条第1項第1号ロ(4)）。

ウ ただし、令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたものについては、前記イの規定にかかわらず、総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のものに対して課する自動車税種別割の額は、1台について年額45,000円とされている（法附則第12条の4第1項第4号及び条例附則第18条の3の2第1項第1号ニ）。

エ また、前記ウの規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、ガソリン自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたものに対する初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前記ウの規定の適用については、「45,000円」を「51,700円」に読み替えるものとされている（法附則第12条の4第3項第4号及び条例附則第18条の3の2第3項第1号ニ）。

(2) 後記物件目録記載の普通自動車（以下「本件自動車」という。）に係る自動車税種別割の賦課については、次のとおりである。

ア 賦課期日である令和5年4月1日及び令和6年4月1日現在において、本件自動車の所有者は審査請求人であることから、当該自動車に係る自動車税種別割の納税義務者は、審査請求人となる（法第146条第1項及び条例第113条第1項）。また、本件自動車の主たる定置場は、B市C町であることから、本件自動車に係る自動車税の賦課は、広島県において行われる（法第146条第1項）。県税の賦課

に係る権限は、納税地（自動車の所有者の住所所在地（条例第7条第1項第5号））を管轄する県税事務所の長に委任されている（条例第6条）ことから、本件自動車に係る自動車税種別割の賦課処分は、所有者である審査請求人の住所地であるB市を所管区域とする（広島県行政機関設置条例（昭和39年広島県条例第94号）第3条第2項）処分庁が行うこととなる。

（物件目録）

車両番号 B〇

車名 甲

登録年月日 平成23年〇月〇日

初回新規登録年月 平成19年〇月

種別 普通自動車

用途 乗用車（自家用）

内燃機関の燃料 ガソリン

総排気量 2.49リットル

イ 本件自動車は、自動車検査証記録事項によれば、初度登録年月は「平成19年〇月」、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は「2.49リットル」、燃料の種類は「ガソリン」とされていることから、前記(1)エの規定の適用を受ける自動車であると認められる。

ウ したがって、本件各処分は、法及び条例の定めるところに従って適正になされており、違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 環境に負荷を与える科学的根拠を納税通知書に示す必要があるとの主張について

審査請求人は、環境に負荷を与える根拠を科学的に示し、納税通知書に示す必要があると主張している。

しかしながら、法第1条第1項第6号の規定により、納税通知書は「納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合における執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するもの」と定義されており、審査請求人が主張する環境に負荷を与える科学的根拠は、当該定義に含まれていない。よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

なお、令和5年5月8日付け令和5年度自動車税種別割納税通知書（納税通知書番号：〇。以下「本件納税通知書1」という。）及び令和6年5月7日付け令和6年度自動車税種別割納税通知書（納税通知書番号：〇。以下「本件納税通知

書 2」という。) には、法第 1 条第 1 項第 6 号の規定に掲げられている事項が全て明記されている。

イ 本件自動車は環境への負荷が小さいとの主張について

審査請求人は、本件自動車はその性能や使用実態から実質的に環境への負荷が小さいと考えられることから、自動車税種別割を経年により重課する本件各処分は違法であると主張している。

しかしながら、前記(1)エのとおり、法附則第12条の 4 第 3 項及び条例附則第18条の 3 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける自動車については、初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税種別割を一律に重課することとされており、個々の自動車の性能による環境負荷や個人の使用実態を勘案する制度とはなっておらず、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

ウ 条例は違法であるとの主張について

審査請求人は、条例は違法状態にあり、本件各処分は適法であるとはいえないと主張しているようである。

しかしながら、行審法第 1 条第 1 項において、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と規定されており、行政不服審査は、審査請求に係る処分が法令に照らして違法又は不当なものであるか否かを判断する制度であると解さざるを得ないことから、審査請求に係る処分の根拠法令が違法か否かの判断については審査対象とならない。よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

エ このほか、審査請求人は縷々主張するが、その主張はいずれも独自の見解であって、本件各処分の取消しの根拠となる理由とは認められない。

第 4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和 5 年度諮問第 5 号案件）（令和 6 年 3 月 1 日）
- 2 審査庁から審査会へ諮問（令和 6 年度諮問第10号案件）（令和 7 年 2 月13日）
- 3 第 1 回審議（令和 7 年 2 月27日）

本件審査請求に係る審議を行った。また、本件審査請求を併合して審査することを決定した。

- 4 第 2 回審議（令和 7 年 3 月28日）
答申案を検討し、答申を決議した。

第 5 審査会の判断

- 1 法令等の規定

(1) 法

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方団体 道府県又は市町村をいう。

二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第145条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。

三 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

第146条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課する。

第149条 道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

三 充電機能付電力併用自動車（……）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第157条第1項第1号及び第2項第1号において同じ。）

……

第177条の7 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の標準税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

ロ 自家用

(4) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 43,500
円

5 道府県は、第1項各号に掲げる自動車以外の自動車及び同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いものについては、同項各号の区分とは別に、用途、総排気量、定格出力、最大積載量、乗車定員その他の自動車の諸元により区分を設けて、種別割の税率を定めることができる。この場合においては、前各項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

第177条の8 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

附則第12条の3 次の各号に掲げる自動車（……）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は……で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

附則第12条の4 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（……を含む。）又は……に対して課する自動車税の種別割の標準税率は、第177条の7第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

四 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第 4 号	45, 000円	51, 700円
(略)	(略)	(略)

(2) 条例

第 1 条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基き賦課徴収する県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について必要な事項は、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。

第 4 条 県税として課する科目は、次に掲げるものとする。

一 普通税

……

自動車税

……

第 6 条 知事は、徴収金……の賦課徴収……に関する事項（……）を、納税地を管轄する県税事務所の長に委任する。……。

第 7 条 前条第 1 項の納税地は次に掲げるとおりとする。

五 自動車税の種別割 自動車の所有者（……）の住所所在地。……。

第113条 自動車税は、自動車（法第145条第 3 号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

第114条の 2 次に掲げる自動車（法第149条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。次項及び第 3 項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の 1 とする。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第 1 項第 3 号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第 1 号において同じ。）

……

第115条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

ロ 自家用

(4) 総排気量が 2 リットルを超え、2.5 リットル以下のもの 年額 43, 500 円

第117条 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。

附則第18条の 3 次の各号に掲げる自動車（……）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第115条の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第114条の2第1項第1号に規定するガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は……で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

附則第18条の3の2 令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び……（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）であつて広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（平成29年広島県条例第3号）第3条の規定による改正前の広島県税条例（以下この条において「平成29年改正前の広島県税条例」という。）第113条の規定により平成29年改正前の広島県税条例に規定する自動車税を課されたもの（……を含む。）又は……に対して課する自動車税の種別割の税率は、第115条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 自家用の乗用車

ニ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円

- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第1号ニ	45,000円	51,700円
(略)	(略)	(略)

- (3) 広島県においては、広島県行政機関設置条例第3条の規定により設置された県税事務所において、県税の賦課徴収に関する事務を行うこととされている（広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）第30条）。また、県税の賦課徴収に関する知事の権限は、条例第6条の規定により納税地を管轄する県税事務所の長に委任されている。

- (4) 以上の法令等の規定を前提に、本件各処分が違法又は不当であるかについて「2理由」の項で検討する。

2 理由

- (1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

- ア 審査請求人は、売買により、平成19年〇月に初回新規登録を受けた本件自動車を取得し、平成23年〇月〇日に中古新規登録を行い、同日付け自動車取得税・自動車税申告書（報告書）を処分庁に提出した。
- イ 令和5年度自動車税種別割の賦課期日である令和5年4月1日現在において、本件自動車の所有者は審査請求人であり、本件自動車の主たる定置場はB市C町である。
- ウ 処分庁は、本件自動車について、法附則第12条の4第3項及び条例附則第18条の3の2第3項の規定を適用して、種別割の税額を51,700円と決定し、審査請求人に対して、本件納税通知書1により、令和5年5月8日付けで本件処分1を行った。
- エ 審査請求人は、令和5年8月8日付けで広島県知事に対し本件処分1の取消しを求める旨の審査請求を行った。
- オ 令和6年度自動車税種別割の賦課期日である令和6年4月1日現在において、本件自動車の所有者は審査請求人であり、本件自動車の主たる定置場はB市C町である。
- カ 処分庁は、本件自動車について、法附則第12条の4第3項及び条例附則第18条の3の2第3項の規定を適用して、種別割の税額を51,700円と決定し、審査請求人に対して、本件納税通知書2により、令和6年5月7日付けで本件処分2を行った。
- キ 審査請求人は、令和6年8月5日付けで広島県知事に対し本件処分2の取消しを求める旨の審査請求を行った。

(2) 判断

ア 本件自動車に係る自動車税種別割の賦課について

前記2(1)イ及びオで認定したとおり、賦課期日である令和5年4月1日及び令和6年4月1日現在において、本件自動車の所有者は審査請求人であることから、当該自動車に係る自動車税種別割の納税義務者は、審査請求人となる（法第146条第1項及び条例第113条第1項）。また、本件自動車の主たる定置場は、B市C町であることから、本件自動車に係る自動車税の賦課は、広島県において行われる（法第146条第1項）。県税の賦課に係る権限は、納税地（自動車の所有者の住所所在地（条例第7条第1項第5号））を管轄する県税事務所の長に委任されている（条例第6条）ことから、本件自動車に係る自動車税種別割の賦課処分は、所有者である審査請求人の住所地であるB市を所管区域とする（広島県行政機関設置条例第3条第2項）処分庁が行うこととなる。

本件自動車は、自動車検査証記録事項によれば、初度登録年月は「平成19年〇月」、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は「2.49リ

ットル」、燃料の種類は「ガソリン」とされていることから、法附則第12条の4第3項第4号及び条例附則第18条の3の2第3項第1号ニの規定の適用を受ける自動車であると認められる。

したがって、本件各処分は、法及び条例の定めるところに従って適正になされており、違法又は不当な点は認められない。

イ 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、本件自動車はその性能や使用実態から実質的に環境への負荷が小さいと考えられることから、自動車税種別割を経年により重課する本件各処分は違法であると主張している。

しかしながら、法附則第12条の4第3項及び条例附則第18条の3の2第3項の規定の適用を受ける自動車については、初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税種別割を一律に重課することとされており、個々の自動車の性能による環境負荷や個人の使用実態を勘案する制度とはなっておらず、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

(イ) 審査請求人は、環境に負荷を与える根拠を科学的に示し、納税通知書に示す必要があると主張している。

しかしながら、法第1条第1項第6号の規定により、納税通知書は「納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するもの」と定義されており、審査請求人が主張する環境に負荷を与える科学的根拠は、当該定義に含まれていない。よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

なお、本件納税通知書1及び本件納税通知書2には、法第1条第1項第6号の規定に掲げられている事項が全て明記されている。

(ウ) 審査請求人は、条例は違法状態にあり、本件各処分は適法であるとはいえないと主張しているようである。

しかしながら、行審法第1条第1項において、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と規定されており、行政不服審査は、審査請求に係る処分が法令に照らして違法又は不当なものであるか否かを判断する制度であると解さざるを得ないことから、審査請求に係る処分の根拠法令が

違法か否かの判断については審査対象とならない。よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

(エ) このほか、審査請求人は縷々主張するが、その主張はいずれも独自の見解であって、本件各処分の取消しの根拠となる理由とは認められない。

ウ 前記のほか、一件記録を見分したところ、本件各処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

エ したがって、本件各処分については、違法又は不当な点はなく、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	酒井朋子
委員	横藤田誠
委員	岩元裕介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。